

総 発 第 181 号
2007年 10月 1日

企業会計基準委員会 御中

社団法人 日本貿易会
経 理 委 員 会

「セグメント情報等の開示に関する会計基準(案)」及び「セグメント情報等
の開示に関する会計基準の適用指針(案)」に関するコメントについて

記

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

9月4日に貴委員会より公表されました公開草案につきまして、当会において検討いたしました結果、下記の通り意見を提出させていただきますので、今後の審議においてご配慮いただきたく、よろしくお願い申し上げます。

敬具

会計コンバージェンスの観点からも、国際的な会計基準に適合させるべくマネジメント・アプローチを採用することは望ましいと考える。公開草案において、実務上の観点より一部不明確と思われる部分、あるいは更に考察すべきと思われるポイントについて纏めたので検討いただきたい。

・ 会計基準第 18 項・第 59 項・第 60 項

事業セグメントの開示項目に報告セグメントの資産・負債の額が含まれている。マネージメントアプローチの基本的な考えは、「企業は実際に最高経営意思決定機関に利用されている情報を基礎としてセグメント情報を開示すべきであり、開示のみを目的とした情報を作成することを要求すべきではない」(会計基準 60 項)とされており、企業の最高経営意思決定機関に定期的に利用されている情報、分離した財務情報に資産・負債の額が含まれない場合の扱いが不明瞭となっている。企業の最高経営意思決定機関に定期的に利用されている情報、分離した財務情報に資産・負債の額が含まれない場合の扱いを明確に記述していただきたい。

・ 会計基準第 20 項

「ただし、基本原則に照らして開示の必要性が乏しい項目については、開示を省略することができる」とあるが、この点の判断基準につきより具体的な補足説明を追加願いたい。

・会計基準第 22 項、第 23 項、74～76 項

マネジメント・アプローチ採用に伴い、セグメント情報と財務諸表との間で区分方法や数値の測定方法が異なることがあるが、その採用主旨を考慮すれば、セグメント情報の各項目の測定方法について、財務諸表を作成するために採用される会計処理の原則及び手続に準拠しないことは止むを得ないものと考えられる点確認願いたい。

・会計基準第 23 項

「(1) 報告セグメント間の取引がある場合、その会計処理の方法」を開示することになっているが、「その会計処理の方法」に関する開示方法について、念のため詳細に記載いただきたい。

・会計基準第 24 項

マネジメント目的の数値との連結対象範囲の差を差異調整の中にも含めるべきか明示いただきたい。

・会計基準第 26、27 項

「セグメンテーションの方法等の継続性」を重視した従来基準に対し、マネジメント・アプローチによった基準案は比較的「セグメント区分方法の変更」に該当する事象の、発生頻度が高くなることが想定される（例えば、最高経営意思決定機関に提供される情報内容や業績評価の手法に変更が発生する都度、開示セグメント情報にも反映させるべきと考えられる為）。

上記より、現状案ではセグメント区分方法の変更に関して、「影響を注記する、または注記できない理由を注記する」とされておりますが、セグメント情報に与える影響が軽微なものについては、注記を行わなくてもよいという選択肢も検討願いたい。

・会計基準第 27 項、第 29 項、第 36 項

組織変更による区分変更、製品・サービスに関する情報、適用初年度における前年情報に関し、実務上困難な場合には、注記又は開示に代えて、その旨及びその理由を記載しなければならないとの規定となっているが、実務上の困難そのものが理由にならないとすれば、具体的にどのような記載であれば十分合理的な理由と認識されるのか例示いただきたい。

・会計基準第 28 項、第 31 項、適用指針第 17 項

主要な顧客に関する情報の開示は、1) 新たな開示項目となり、企業側の負担が増加し、決算の開示早期化の障害となることが予想されること、2) 企業によっては顧客又は仕入先との守秘義務等の関係で開示できない場合があることから開示項目から除外するようご検討いただきたい。

・会計基準第 30 項

事業活動を行う地域について売上高と有形固定資産の額を開示することとされている。売上高については、現行開示している「所在地別セグメント情報」による売上高なのか、「海外売上高」による売上高なのか基準が明確に記載されていないため、企業間での対応がまちまちになることが予想される。売上高の基準を明確に記載していただきたい。また、金融商品取引法(連結財務諸表規則第 15 条の 2 の 2[セグメント情報の追記])のセグメント情報の注記の定めとの整合性を図っていただきたい。

・会計基準第 35 項、第 36 項、第 37 項、第 90 項

適用初年度において、当年度のセグメント情報とともに本会計基準に準拠して作成した前年度のセグメント情報又は前年度のセグメント情報の取扱いに基づき作成した当年度のセグメント情報を注記することになっている。前年度のセグメント情報を本会計基準に準拠して作成することは、実質的に平成 20 年 4 月 1 日以降開始する連結会計年度又は事業年度から適用することになり、企業側の負担が大きくなり、決算の開示早期化の障害となることが予想される。負担の軽減を考慮し、適用初年度は当該年度のみ開示としていただきたい。

・会計基準第 54 項

「損益計算書上は純額で処理しているにもかかわらず、最高経営意思決定機関に対して顧客からの対価の総額を報告していることを理由に、セグメント情報上、当該収益を総額により開示することは適当ではないと考えられる。」とあるが、社内において総額で取り扱っている以上、実務上の負担も考慮し、総額での開示も容認するような基準にしていきたい。また、適用指針第 4 項では、持分法適用会社の開示については、持分法投資損益によらず、当該会社の財務情報の総額や比例持分を開示することがありえると規定しているが、これが、純額表示すべきものは内部報告が総額表示であっても純額にすべきであり、かつ持分法関連会社であっても内部報告に財務数値を用いている場合は、総額を開示することが求められる、ということであれば、そのような結論となった背景を説明願いたい。

・会計基準 75 項

合理的ではない費用等の配分がなされている場合、最高経営意思決定機関が使用している情報でも投資家にとって有用な情報でないと考えられるケースにつき、特定の費用等を合理的基準に従い配分される必要がある旨記載がある。企業として合理的な費用配分と考えているのに合理的ではないと誰がどのように判断するのか。また基準に合わせ実情に即して配分した結果、マネジメントアプローチからかけ離れた数値となっても問題はないと理解してよいか教示願いたい。

適用指針第 3 項、第 19 項

現実的には米国会計基準や国際会計基準が意図しているような事業単位ごとの内部報告がなされていないケースも想定し、事業別セグメントとなる企業が多数存在すると思われる。その場合、損益、資産、負債の配賦について、本会計基準が意図するマネジメントによる配賦にはならず、有用なセグメント情報とならない恐れがある。結果的に各企業に追加の実務負荷を強いることになりかねないことから、セグメントの質的・量的基準が満たされる限りにおいては、マネジメント・アプローチによらないことも認められる旨を検討願いたい。

・参考1.開示例

投資家の利便性を考えると、3.報告セグメントの利益（又は損失）、資産及び負債等に関する情報における表の「合計」が連結財務諸表と数値と合致しておらず印象として違和感を与える懸念がある。「その他」セグメントの右に「調整」欄を設け、「合計」が連結財務諸表と合致する工夫をしてはいかがかと考える。調整内容は 4.にて内容を記載すれば良いと考える。

以 上